

みやま市役所本庁舎広告付き玄関等マット設置要領

1 事業の概要

この要領は、庁舎利活用、庁内環境の美化及び地域振興等を目的として、民間企業等の広告を掲載した玄関等マット（以下「マット」という。）を市役所本庁舎に設置する事業に関して、みやま市広告掲載取扱要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 設置場所等

(1)設置場所

番号	設置箇所	寸法	数量	備考
①	本館2階 南玄関	1500*1200	1枚	
②	本館2階 南玄関 風除室	1500*1200	2枚	
③	西館1階 南玄関	1400*1200	1枚	
④	西館エレベーター内	1600*1300	1枚	
⑤	西館エレベーター外（1～4階）	1300*1000	4枚	
⑥	本館北側1階 北玄関	900*750	1枚	バックヤード
⑦	西館北側1階 中入口	900*750	1枚	バックヤード
⑧	西館北側1階 北玄関	900*750	1枚	バックヤード

※①～⑤については、広告主がいなくても無地のマットを敷設すること。

(2)本庁舎の概要

本庁舎は地上4階建の建物で総務部、市民部、建設都市部、保健福祉部の部署が配置されており、市民をはじめ、行政サービスに関連する官民団体や市外の利用者も多数訪れている。

3 マットの仕様等

(1)マットの材質

①パイル素材が、ナイロン又はポリエステル材で耐久性があり、靴底のクリーニング機能、防塵、吸水、防災（防災性能試験合格品又は同等）、滑り止め機能を有するもの。機能については、あくまで標準的な程度を示し、特にその機能を強調して求めるものではない。

②パイル長 長さ8mm程度であること。

③マット枠（下地・枠の黒ゴム部分）20mm程度であること。

(2)マットのサイズ

サイズは2で記載した表の寸法、面積を下回ることはないようにすること。

※製作を行う前に必ず現地確認を行うこと。

(3)マットの維持管理

①マットのクリーニング時における交換用を含めて、最低2枚製作すること。

- ②マットクリーニング時における交換周期は2週間を目安とすること。
- ③マットが破損等により使用できないと判断された場合は、再製作すること。
- (4)マットの色彩、デザイン等
 - ①マット全体面積の4分の3程度、市のイメージ図とすること。
 - ②広告内容・デザイン及び色調等が、設置箇所に馴染むものとすること。
 - ③広告内容の基準については、みやま市広告掲載取扱要綱に基づいたものとすること。

広告部分を含むマットのデザイン、内容については、両者協議を行うこと。

《マットイメージ図》



4 マットの設置期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日まで (3年間)

5 マット設置料等

(1)マット設置料 (行政財産使用料) ※1㎡当たり10,000円/年

番号	設置箇所	寸法	面積	マット設置料/枚
①	本館2階 南玄関	1500*1200	1.80㎡	18,000円
②	本館2階 南玄関 風除室	1500*1200	1.80㎡	18,000円
③	西館1階 南玄関	1400*1200	1.68㎡	16,800円
④	西館エレベーター内	1600*1300	2.08㎡	20,800円
⑤	西館エレベーター外 (1~4階)	1300*1000	1.30㎡	13,000円
⑥	本館北側1階 北玄関	900*750	0.675㎡	バックヤード
⑦	西館北側1階 中入口	900*750	0.675㎡	バックヤード
⑧	西館北側1階 北玄関	900*750	0.675㎡	バックヤード

※通常の規格からサイズが変動した場合はその設置したサイズにより算出する。

(2)その他の必要経費

マットのデザイン、製作、設置、維持管理、その他一切の経費については、事業者等の

負担とすること。

(3)納入方法

マット設置料は、年度末に市が送付する納付書にて指定された期日までに納入すること。
また途中で掲載を取り止めた場合の掲載料は、日割にて計算した額とする。

6 相手方の決定等

(1)契約の相手方となる事業者の要件及び広告掲載基準

契約の相手方となる事業者は、次の事項に該当せず、この要領によるマットの設置を履行できる業者等とする。

- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年を限度として市長が定める期間を経過していないもの及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者。
- イ 成年被後見人もしくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者。
- ウ 国税（法人税、個人にあっては所得税・消費税及び地方消費税）、県税（事業税）及び市町村税を完納していない者。
- エ みやま市から指名停止等の措置を受けている者。
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員である者
- カ 営業を行うにあたって、法令の規定により官公庁等の認可、許可等を必要とする場合において、当該許可、認可等を受けていない者。

(2)必要書類等

マットの設置を希望する事業者は、次の申込書類をみやま市役所 本庁舎 3 階 総務部契約検査課まで直接持参して申し込むこと。

《申込書類》

- ア. 申込書（様式 1）
- イ. 広告内容が分かる資料（イメージ図、仕様書など）
- ウ. 実績が確認できる資料（パンフレット、営業実績一覧等）
- エ. 法人の場合、登記簿謄本及び印鑑証明書の写し（個人の場合、住民票の写し及び印鑑証明書）
- オ. 納税証明書（国、県、市町村税）
- カ. 誓約書（様式 4）

(3)審査結果の通知について

市は、申込書を審査した後、事業者を決定し、申し込みのあった事業者に対し審査の結果（様式 2）を通知する。

(4)事業者等の決定後の手続き

ア マット設置に係る協定書（様式 3）を締結すること。

イ 事業者はマットに自ら広告を掲載するか、代わりに広告を行う者（以下「募集者」という。）を募集し掲載すること。

ウ 事業者において広告内容（募集者含む。）が内定したときは、市に速やかに連絡すること。また、募集者による広告掲載の場合は、その分について（2）で規定した書類を提出すること。市は、広告関連規定に基づき審査し、結果を通知する。

エ 事業者は、広告掲載の許可決定を受けたマットの製作を行い、広告掲載開始日にマットを指定の場所に設置すること。

7 協定書を締結する事業者の遵守事項

事業者は、次の事項を遵守すること。

- (1) みやま市広告掲載取扱要綱及びその他関係法令等を遵守すること。
- (2) 市の承認を受けたデザイン以外のマットを納入しないこと。
- (3) 広告主に変更が生じるときは、あらかじめ市の承認を得ること。
- (4) 広告内容、デザイン若しくは仕様の変更又は修繕しようとするときは、あらかじめ市の承認を得ること。
- (5) マットについて、市から改善等を求められたときは、その指示に従うこと。
- (6) マットを設置するに当たっては、安全に配慮し設置すること。
- (7) 設置したマット又は広告主等に問題が生じた場合は、速やかに当該マットを回収し、代替するマットを提供すること。

8 その他

- (1) 市は募集者の募集について、周知の協力を求められた場合、協力する。
- (2) 募集者は市内に事業所を有する企業等とする。
- (3) マットの設置にあたっては、行政財産使用許可の手続きが必要となるため、申請を行うこと。

9 申込先及び問合せ先

みやま市役所 総務部 契約検査課 契約検査係 城戸・内田

住所 〒835-8601 福岡県みやま市瀬高町小川 5

電話 0944-64-1506（直通）

Email keiyakukensa@city.miyama.lg.jp